

2020年5月14日号

## 国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その9）

## はじめに

政府対策本部により緊急事態宣言が当初予定より延長される一方で、特定警戒都道府県以外では早期解除に向けた検討も進んでおり、また、それぞれの都道府県レベルでは地域ごとの感染状況に応じた社会経済活動の再開に向けた方針の発表が相次いでいます。海外においても、各国において経済活動の再開に向けた具体的なロードマップの発表が続いており、一部の国や地域では既に緩和措置が開始されていますが、その判断基準や緩和手順は一様ではなく、また、感染拡大の第二波の兆候が顕れている国もあり、引き続き企業にとってはビジネス再開の見通しが不透明な状況が続いています。

本ニュースレターでは当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたくと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020年5月13日夜時点で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：[日本](#)、[中国](#)、[米国](#)、[欧州全般](#)、[ドイツ](#)、[英国](#)、[シンガポール](#)、[インドネシア](#)、[ベトナム](#)、[インド](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[マレーシア](#)、[ミャンマー](#)

## 国内（塩崎彰久弁護士：akihisa\_shiozaki@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：643人<sup>1</sup>、感染者数（累計）：15,874人（5月12日現在）

5月4日、政府対策本部は新型インフルエンザ等対策特措法上の緊急事態宣言の期間を全国一律に5月31日まで延長する一方で、13の特定警戒都道府県とそれ以外の地域において求められる感染防止対策の水準に差異を設ける新たな「基本的対処方針」を公表した。特に法45条第1項に基づく外出自粛要請については特定都道府県に限定されたほか、これまで「7割削減」が求められてきた職場出勤の数値目標にも特定警戒都道府県とそれ以外の地域で差異が設けられたため、特定警戒都道府県以外における業務形態の段階的復旧等、企業の一部では出口戦略の模索が始まっている。但し、自治体ごとに具体的対応方針が異なるほか、県境をまたぐ移動には引き続き自粛が求められること、再度の感染拡大への警戒等から、企業側の対応も区々である。

特定警戒都道府県以外の地域については、緊急事態宣言の解除時期の前倒しについての検討が進む一方、大手企業が相次いで来期業績の大幅悪化予想を発表するなど、産業界への新型コロナウイルスによる影響の長期化・深刻化はより顕著なものとなりつつあり、各企業においては、他社の対応も参考に、経済活動の再開と従業員の健康保護の難しいバランスを模索する悩ましい時期が続いている。

<sup>1</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)

## 主な政府発表

- ・「新しい生活様式」<sup>2</sup>（5月4日・厚生労働省）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針<sup>3</sup>（5月4日・新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長<sup>4</sup>（5月4日・内閣官房）
- ・首相会見<sup>5</sup>（5月4日・首相官邸）
- ・定時株主総会において電子提供可能な書類の範囲を拡大<sup>6</sup>（5月12日・法務省）

## 特定警戒都道府県とそれ以外の都道府県における対応の相違点

特定警戒都道府県とは、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要がある都道府県のこと<sup>7</sup>であり、5月4日に更新された基本的対処方針において、特定警戒都道府県とそれ以外の都道府県とで対応が区別されている。以下では、企業での就業の観点から、これらの都道府県における相違点を概観する。

まず、特定警戒都道府県では引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等、人との接触を低減する取り組み等を「強かに推進」することが求められる。

一方、特定警戒都道府県以外の都道府県では、これらの取り組みを「推進」することが求められている<sup>8</sup>。また、新規感染者数が限定的となった地域においては新しい生活様式に沿った就業が求められる<sup>9</sup>。自治体ごとの具体例を挙げると、特定警戒都道府県以外の都道府県である広島県では、出勤者数を5割削減することを目指し、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散等を促すことを求めている<sup>10</sup>。

このように、特定警戒都道府県では従前と同様に厳格な自粛が求められる一方で、それ以外の都道府県では自粛を緩和し、一定程度の出勤が認められる傾向にある。但し、現状では都道府県をまたぐ出勤は特定警戒都道府県以外の都道府県であっても自粛することが求められており<sup>11</sup>、職場と居住地の都道府県が異なる従業員がいる場合にどのように対処するべきか検討する必要がある。

## 渡航情報

### 1. 日本から外国への主な渡航制限<sup>12</sup>（5月12日現在）

全世界にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください。）が出されている。中国、韓国、アジア、欧州及び米国等のほぼ全域にレベル3の感染症危険情報（渡航は止めてください。）が出されている。

### 2. 外国から日本への主な渡航制限<sup>13</sup>（5月12日現在）

欧州、中東及びアジアの各国、米国等に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

## 中国（川合正倫弁護士：masanori\_kawai@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：4,633人、感染者数（累計）：82,919人（5月12日現在）

直近では、湖北省や吉林省において単発的に国内症例が発生しているものの、新規感染の大部分は国外からの帰

<sup>2</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627560.pdf>

<sup>4</sup> [https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_gaiyou0504.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0504.pdf)

<sup>5</sup> [http://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202005/04corona.html](http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202005/04corona.html)

<sup>6</sup> [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

<sup>7</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」p5

<sup>8</sup> 同上 p13-p17

<sup>9</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）p8

<sup>10</sup> <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/kyugyouyousei.html>

<sup>11</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」p13

<sup>12</sup> <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<sup>13</sup> <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

国者による輸入症例という状況が継続しており、中国国内の企業は概ね本格的に事業を再開している。外国人の入国は原則として禁止されているが、韓国からの入国者に対して特定の地域へのビジネス目的での入国を例外的に認めるなど、新たな動きも見られる。

### 主な政府発表

- ・最高人民法院は「新型コロナウイルスに関連する民事案件の法律に従う適切な審理に関する若干の問題に関する指導意見（一）」を公表し、不可抗力の適用、労務問題の処理、懲罰性賠償の適用、訴訟時効の中断、訴訟期間の延長等について実務上の指針を示した。
- ・「医療物資輸出の規範的な展開に関する公告」及び「防疫物資の輸出品質管理の一層の強化に関する通知」等により、中国から国外への医療物資やマスクの輸出管理が強化されている。

### 渡航情報

- ・中国外務省は3月28日から、原則として全外国人の入国を一時停止する措置を適用し、有効なビザや居留許可を持っていても入国できない。例外的に入国が許可される場合は、外交、公務、礼遇、乗務員ビザで入境する場合並びに外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合及び緊急の人道主義の必要に基づく場合で中国の在外公館に申請して査証を取得した者に限定されている。もっとも、5月に入ってから韓国からの入国者に対して特定地域へのビジネス目的での入国を例外的に認めるなど、新たな動きもみられる。

### その他

- ・北京市は「重大突発公共衛生事件」レベルを4月30日から2級に引き下げた。また、国内の低リスク地域から北京への移動者に対しては、14日間の隔離措置を求めず、ホテルを利用する際のPCR検査結果の証明の提出も不要となることも発表された。また、新規感染者の顕著な減少を受け、延期されていた全国人民代表大会が5月22日から開催されることとなった。
- ・上海市は「重大突発公共衛生事件」レベルを5月9日から最低の3級に引き下げた。公立学校のみならず上海ディズニーランド等も防疫措置をとった上で段階的に再開されている。街中を出歩く人も増加しており、新型コロナウイルス感染拡大前の活気を取り戻しつつある。

## 米国（大久保涼弁護士：ryo\_okubo@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：82,246人、感染者数（累計）：1,364,061人（5月13日現在）

米国では、新型コロナウイルス感染拡大が終息に向かっていることから、特に元々感染者数の少なかった州を中心に、過半数の州で社会経済活動を再開する動きが見られる。もっとも、「第2波」のリスクへの懸念や、子供に川崎病類似の症状が発生するケースが報告されていることへの懸念もなお強い。そこで、米国疾病予防管理センター（CDC）は、安全に社会経済活動を再開するためのガイドラインの草案を策定したが、経済再開を優先するトランプ大統領は、CDCの草案が、過度に制約的で、宗教上の権利等も害し、経済にさらに打撃を与えるなどの理由でこれを拒絶した。もっとも各州ではCDCやWHOの推奨も参考にして、それぞれ段階式の社会経済活動再開の基準を定めている。ニューヨーク州では、州を10の地域に分け、5月15日以降、次の7つの基準を満たした地域において再開するとしている。①入院患者数の14日間連続の減少（又は1日の入院患者が15人以下）、②死者数の14日間連続の減少（又は1日の死者が5人以下）、③新たな入院患者が10万人あたり2人未満、④ベッドの30%が空いていること、⑤ICUベッドの30%が空いていること、⑥月に1,000人あたり30人が検査を受けていること、⑦10万人あたり30人以上の追跡要員の確保。現時点でこれら7つの基準を全て満たしている地域は3地域のみで、マンハッタンのあるニューヨーク市については、③・④・⑤を満たしておらず、再開は6月以降になることが見込まれる。7つの基準を満たした地域では、産業別に4フェーズに分けて再開する。第1フェーズは建設・農業・小売（デリバリー、ピックアップのみ）・製造・卸売、第2フェーズは専門サービス・小売・事務・不動産、第3フェーズはレストラン、第4フェーズはエンターテイメント・教育である。なお、再開しても、学校は少なくとも9月の新学期まで閉鎖することが既に決まっており、公共の場所ではマスク又はフェイス・カバーを付

けることが義務化されている。

## 主な政府発表

(企業法務)

- ・新型コロナウイルス準備・対策補正予算法 2020 が成立 (3月6日)
- ・主に労働法制に関する特例、無料の新型コロナウイルス検査、食料の支援プログラム等を定めたファミリー・ファースト・コロナウイルス対策法が成立 (3月18日)
- ・各種連邦税上の特例や経済援助策を含む、コロナウイルス支援・救済及び経済保障法 (通称 CARES 法) が成立 (3月27日)
- ・デラウェア州最高裁が、4月15日まで公開の法廷を閉じる (手続は原則電話会議等でのみ行う。) 旨を通達 (3月22日)、その後5月14日までに期間を延長 (4月14日)
- ・ニューヨーク州の裁判所が、民事法廷の運営を必須の案件に限定する旨を通達 (3月15日)、必須の案件の運営のための「バーチャル裁判所」モデルを実施 (4月6日)、必須の案件以外についても4月13日から「バーチャル裁判所」モデルで一定の手続を進める旨を発表 (4月8日)
- ・司法省 (DOJ) 及び FTC が、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表 (3月13日)、その後、審査期間短縮制度を3月30日から再開することを発表 (3月27日)
- ・デラウェア州が、株主総会の開催方法を物理開催からバーチャル開催に変更するに際して再度の招集通知を、SEC への開示とプレスリリースを条件に、不要とする行政命令を発出 (4月6日)
- ・ニューヨーク州が、一時的にバーチャル株主総会の開催を可能とする行政命令を発出 (3月20日)
- ・IRS が、連邦税の確定申告・支払期限を3か月延長 (3月13日)
- ・SEC 及び NYSE が、上場会社に適用のある、関連当事者への第三者割当て又は20%超の第三者割当ての場合に株主総会決議を必要とする規制を6月30日まで一時的に停止 (4月6日)
- ・SEC 及び NYSE が、上場会社の最低150億ドルの時価総額制限を6月30日まで一時的に停止 (3月20日)
- ・SEC が、バーチャル株主総会を容認する指針を発表 (3月13日)
- ・SEC が、investment advisor 及び registered fund に対して、4月30日までに提出義務のある年次報告について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出 (3月13日)、その後対象期間を6月30日までに提出義務がある場合に改訂 (3月25日)
- ・SEC が、上場会社に対して、4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等 (Form10-K, 10-Q 等) について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出 (3月4日)、その後、対象期間を7月1日までに提出義務がある場合に改訂 (3月25日)

(一般)

- ・ニューヨーク州知事は、3月22日午後8時以降の、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令を発出 (3月20日)、その後期限を4月15日まで延長 (3月29日)、その後期限を4月29日まで延長 (4月6日)、その後期限を5月15日まで延長 (4月16日)

## 渡航情報

- ・CDC は、以下の国への海外渡航について5月13日時点で以下の注意レベルを発表している。
  - レベル3 (入国制限対象) : 欧州26か国 (シェンゲン協定加盟国)、英国、アイルランド、中国、イラン
  - レベル3 (不必要な渡航を避けること) : 全世界
  - レベル2 (高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること) : 全世界

## その他

- ・米国においては、COVID-19 による失業率の増加が問題になっており、従業員の解雇・休業についての紛争も増加している。米国では連邦法である労働者調整・再訓練予告法 (通称 WARN Act) 上、100人以上の従業員を雇用する使用者が、一定規模以上の解雇又は6か月超の休業等をさせる場合、従業員や政府機関に対して原則として60日前の事前通知が必要とされているが、例外として、予期できない事業状況により解雇又は休業が行われた場

合には、可能な限り速やかに事前通知を行うことで足りるとされている。COVID-19の影響による事業環境の悪化がこの「予期できない事業状況」に該当するかが問題となるが、この点、裁判所は個別具体的な事実に基づきケースバイケースの判断を行うことになるが、一般論として、COVID-19の影響が長期化するにつれて、事業への影響が予期できなかったとは言えないとされる可能性も高まると思われるので留意が必要である。また、州によっても Warn Act と類似の法律が制定されている場合があり、ニューヨーク州・カリフォルニア州にもかかる法律が存在する（但し、要件は Warn Act とは若干異なる。）が、ニューヨーク州は、COVID-19の影響がこの例外に該当することを前提に、州当局が上記例外適用の可否を判断できるよう、可能な限り早期に解雇等の理由についてできるだけ多くの情報を記載した通知を州当局に対して行うよう要請している。また、カリフォルニア州では、COVID-19の影響に鑑み、通知要件を一時停止して実務上可能な限り速やかに通知することで足りるとする行政命令が出されている。

**欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel\_kuhlmann@noandt.com/**

**大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)**

#### 全体概況

2月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増したが、主要国では感染の拡大のペースに鈍化も見られており、外出制限の緩和などの措置もとられ始めている。EU レベルにおいては、3月17日に、EU加盟国により、非EU市民によるEU域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が決定された。欧州委員会は、4月9日、かかる渡航制限措置の5月15日までの延長提案を行い、さらに5月8日には、6月15日までの再延長の提案を行った。

日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。加えて、レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

#### 主な政府発表

- ・欧州委員会による渡航制限措置の再延長提案（5月8日）

#### 渡航情報

・非EU市民による‘EU+area’域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が、3月16日、欧州委員会により提案され、3月17日、EU加盟国及びシェンゲン加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。欧州委員会は、3月30日、かかる渡航制限措置に関するガイダンスを公表した。また、欧州委員会は、4月8日、渡航制限措置の5月15日までの延長提案を行い、さらに5月8日には、渡航制限措置の6月15日までの再延長の提案を行った。

・日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされている。

#### その他

・欧州委員会は、3月25日、外資規制に関する加盟国向けのガイダンスを公表した。公共の秩序・安全の維持のために極めて重要な医療インフラ分野等におけるEUの企業や資産を保護するために、外国からの投資に関するスクリーニングその他必要な措置をとることを加盟国に求めるとともに、重要な企業を外国からの投資から保護するための手段として黄金株の活用等を推奨している。欧州におけるこのような分野における投資を検討している日本企業にとっては、外資規制の対応について留意が必要である。

・欧州議会は、3月26日、ほぼ全会一致で、EUレベルでの経済支援措置について可決した。①370億ユーロの中小規模事業者、ヘルスケアシステム、労働市場等への支援、②8億ユーロの公共医療危機対応のファンド、③航空

会社の運航義務を一時的に免除する措置等を内容とする。

- ・ EU のユーロ圏財務相会合（ユーログループ）では、4 月 9 日、総額 5,400 億ユーロの経済支援パッケージについて合意された。
- ・ 欧州委員会は、4 月 15 日、感染拡大防止策の緩和に向けたロードマップを公表した。
- ・ 欧州委員会は、5 月 13 日、渡航制限の解消及び観光業の回復に向けたガイダンスを公表した。

**ドイツ（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel\_kuhlmann@noandt.com/**

**大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)**

**全体概況** 死亡者：7,738 人、感染者数（累計）：173,171 人（5 月 13 日現在）

ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3 月 16 日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限り、観光目的には利用できないものとされた。さらに、3 月 25 日には、新型コロナウイルスの対策法がドイツ連邦議会で可決された。また、4 月半ばの一部の店舗の再開等を認めた緩和措置の実施後も新規感染者の減少傾向がみられたことから、5 月 6 日には、外出制限等を大幅に緩和する措置について決定された。もっとも、かかる緩和後に新規感染者数が再び増加に転じており、予断を許さない状況にある。

日本の外務省は、3 月 23 日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

#### 渡航情報

- ・ EU の渡航禁止措置が、ドイツでは 3 月 17 日をもって発効する旨発表された。
- ・ 出入国の暫定的制限として、隣国との国境において出入国制限の措置がとられている。但し、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。
- ・ 日本の外務省は、感染症危険情報においてドイツをレベル 3（渡航中止勧告）に指定している。

#### ロックダウンの更なる緩和

- ・ 5 月 6 日、連邦政府及び各州政府は、更なるロックダウンの緩和措置について決定した。具体的には以下のような緩和措置が認められることとなった。
  - 市民は自己の家族+他の一家族と外出することが認められる。
  - 学校は一定の対策措置をとった上で徐々に再開される。
  - 病院、老人ホーム等の施設では、当該施設で新型コロナウイルスの感染者が出ていない場合には外部からの訪問が可能になる。
  - 4 月 15 日に決定された緩和措置では一部の店舗についてのみ営業の再開が認められていたが、全ての店舗について、一定の感染防止措置をとることを条件として、営業の再開が認められることとなる。また、各州において、店舗の人数制限の指定するものとされている。
  - 一定の条件でスポーツイベントが開催可能となる。サッカーのブンデスリーガ一部・二部も 5 月後半から再開する見通し。
- ・ 上記決定では、7 日間で人口 10 万人あたり 50 人超の新規感染者があった自治体は、適切な制限措置を（再度）実施するものとされている。
- ・ ソーシャルディスタンスや接触制限は 6 月 5 日まで延長された。また、一定の公共の場におけるマスクの着用を義務付けることが決定された。
- ・ 大規模イベントは引き続き 8 月 31 日まで禁止が継続されており、例えばミュンヘンのオクトーバーフェストも中止が決定された。

## 新型コロナウイルスの対策法

・3月25日、ドイツ連邦議会（Bundestag）は全会一致で新型コロナウイルスの対策法（民事法、破産法及び刑事手続法における COVID-19 パンデミックの影響緩和のための法律：Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht）を可決した。同法は、①長期の消費者契約について支払猶予（モラトリアム）を認めるとともに、②賃貸借や③消費者ローンについて新たなルールを導入するものである。

・まず、①のモラトリアムでは、消費者及び小規模事業者に対して、2020年3月8日までに締結された長期間の消費者契約に関して、2020年6月30日までの間、以下の条件を満たす場合に、契約上の義務履行を拒否する権利が認められた。さらに、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 当該契約は必要不可欠なもの、すなわち、消費者の場合は基本的な生活、小規模事業者の場合は事業の存続に必要な物・サービスに関する契約であること。
- 消費者の場合、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、当該契約の義務履行をすることによって、自ら又はその家族の合理的な生活を危険にさらすことになること。
- 小規模事業者の場合、当該契約の義務履行をすることによって、その事業運営を危険にさらすことになること。
- 契約上の義務履行を拒絶することが不合理でないこと（契約の相手方の事業運営や生活を危険にさらすようなものでないこと。）。

・次に、②賃貸借については、賃料の支払が困難となるケースが予想されることから、賃借人が2020年4月1日から6月30日までの間に支払わなかった場合には、新型コロナウイルスの影響によるものと推定され、賃借人の解除権が制限されることとなった。また、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

・また、③消費者ローンについては、以下の条件を満たす場合に、返済の繰り延べが認められることとなった。ドイツ連邦政府には、同様の措置を小・中規模事業者にも拡大する権限が与えられており、また、以下の繰り延べの期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 2020年3月15日までに締結された消費者ローン契約であること。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の結果として、消費者が2020年4月1日から6月30日までの間に返済期限が到来するローンを支払うことが不合理となること。例えば、そのような支払の結果として、自身や家族の合理的な生活が危険にさらされること。
- 個別の事情を考慮した上で、契約上の義務履行を拒絶することが貸付人にとって不合理でないこと。

## 倒産法の特則

・上記の新型コロナウイルスの対策法では、倒産法に関する特則も含まれている。

・2020年9月30日までの間、一時的に、会社の代表者が倒産法に基づく倒産申し立てを行う義務が停止されるものとされた。倒産状態が COVID-19 の影響によって生じたものでない場合又は回復の見込みがない場合には適用されないが、2019年12月31日の時点で倒産状態になかった場合には、適用可能と推定される。また、会社の代表者は、柔軟な会社経営を可能とするため、通常の事業の過程で行った支払に関して倒産法に基づく個人責任を負わないものとされた。

・加えて、緊急の資金調達を促進するために、2020年9月30日までの間になされた借入の返済や担保設定は債権者を害するものとはみなされないものとされた。また、他社に対して資金の貸付や担保供与を行うことは、倒産手続を不当に遅らせる行為とはみなされないものとされた。

## ロックダウンの法的根拠

・ドイツにおけるロックダウン等の感染対策措置は、感染防止法（Infektionsschutzgesetz; IFSG）に基づき行われている。同法では、感染症の拡大防止のために必要な措置をとる権限を各州に与えており、ロックダウン等の措置の法的根拠となっている。

・新型コロナウイルスの感染拡大初期においては、同法に基づき各州で異なる対策措置がとられていたが、連邦政

府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインに基づき、統一的な措置が各州でとられることとなった。  
 ・これに加えて、上記の新型コロナウイルスの対策法に基づき、連邦保険省に補足的な措置をとる権限が与えられることとなった。例えば、ドイツへの入国者に健康状態のチェックを行う権限、交通機関・運送会社に対してかかるチェック等を義務付ける権限、医薬品の供給を確保するために必要な措置（販売・価格設定・流通の制限等）をとる権限、医療機関の機能を維持するために必要な措置をとる権限等が与えられた。

#### 経済支援措置

- ・ドイツ政府は7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージを承認した。
- ・主として①国営金融機関であるKfWからの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の3つから構成される。
- ・同時に、ドイツ政府は補正予算を4,848億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約335億ユーロ）が予想されることから、1,500億ユーロの国債発行をすると報じられた。

**英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：john\_lane@noandt.com/**

**大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)**

**全体概況** 死亡者：32,692人、感染者数（累計）：226,463人（5月12日現在）

英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならい、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。また、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立し、施行された。死亡率や入院者数の低下等の感染状況の変化を受けて、英国政府は、5月11日、外出制限の緩和に向けた計画を公表し、制限の解消に向けた見通しが示された。もっとも、ジョンソン首相は、通常的生活への早期の復帰は期待すべきではないと強調している。

日本の外務省は、3月31日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。

#### 主な政府発表

- ・外出制限の緩和に向けた計画の公表（5月11日）

#### 渡航情報

- ・EU加盟国は、3月17日に、非EU市民によるEU域内への30日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
- ・日本の外務省は、感染症危険情報において英国をレベル3（渡航中止勧告）に指定している。
- ・アイルランドからの渡航者を除く全ての英国への渡航者は14日間の自主隔離が必要とされる。

#### コロナウイルス対策法/ロックダウンの法的根拠

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が3月25日に成立し、同日施行された。
- ・同法は、英国政府に、新型コロナウイルスの対策措置の権限を与えるものであり、また、ロックダウンの法的な根拠となっている。
- ・以下の権限等が政府に与えられている。：集会の禁止・制限、公共交通機関の管理・停止、事業・飲食店の閉鎖、感染が疑われる者の隔離措置、学生や退職者のヘルスケアサービスへの登録、港・空港の閉鎖、学校・育児施設の閉鎖、地方・国政選挙の2021年5月までの延期、賃貸借における貸主の借主に対する退去権の停止、スーパーマーケットのサプライチェーン上の問題に関する政府への報告義務、ビデオリンクにより一定の手続を実施することを裁判所に対して許可
- ・原則として2年間の時限立法である。2022年3月に自動的に失効すると定められており、政府の判断により6

か月延長又は短縮することができる。また、この間、6か月ごとに国会の審査を受けるものとされている。

### 外出制限の緩和へ向けた計画の公表

- ・英国政府は、5月11日、‘Our Plan to Rebuild: The UK Government’s COVID-19 recovery strategy’（再建計画：英国政府のCOVID-19復興戦略）を公表し、ロックダウンの緩和に向けた計画を示した。主なポイントは以下のとおり。
- ・5段階の警告システム：政府は、新型コロナウイルスの感染状況を精査し、5段階に分けて警告を発する（レベル1：英国内でCOVID-19の存在が認知されていない。レベル2：英国内にCOVID-19は存在するが、感染件数は低い。レベル3：COVID-19の感染症が流行している。レベル4：COVID-19の感染症が流行しており、感染率が高く指数関数的に増加している。レベル5：レベル4と同じ感染水準であり、かつ、医療サービスの崩壊のリスクがある。）。
- ・ロックダウンの緩和は3段階に分けて実施する。第1フェーズとして、5月13日から、自宅では作業ができない人の出勤を、安全性が確保されることを前提として奨励する。屋外での運動や公園への外出も許可される。第2フェーズは早ければ6月1日から実施される。プライマリースクールは6月1日から夏季休暇前までの1か月間再開予定だが、セカンダリースクールは秋まで再開されない見通し。衣料品店等の生活必需品を扱わない店舗の再開や、無観客でのスポーツイベントの実施も認められる。第3フェーズは早ければ7月4日から実施され、理髪店や礼拝所等の事業や場所の再開も認められる。パブやナイトクラブ等、混雑した、生活に必須でない場所の再開は秋まで認められない可能性が高い。
- ・第2フェーズの期間中、英国政府は、接触が認められる世帯グループの範囲を拡大することを検討するものとされている。例えば、別な場所で生活している親子については、接触が認められる可能性がある。

### 倒産法の改正案

- ・新型コロナウイルスの感染拡大局面における事業継続をサポートするために、倒産法の改正が検討されている。
- ・‘wrongful trading’に関するルール適用の一時的な停止：‘wrongful trading’とは、会社の取締役が(a)会社の倒産を避ける合理的な見込みがないと認識していた・認識すべきであった場合に、(b)債権者の損失を最小化するための措置をとらずに、事業を継続していた場合に認定され得る概念で、これが認められた場合、会社の取締役は債権者に対して個人責任を負う可能性がある。このルールに関して、現在の前例のない状況下において柔軟な会社運営を可能とするために、その適用を一時的に停止することが検討されている。
- ・その他：原材料やエネルギー等の事業継続に必須の調達を続けることができるよう、会社の取締役が経済的困窮している状況においてサプライヤーや従業員に対する支払を行い、その個人責任を回避することを可能とする一種のモラトリアムの導入も検討されている。
- ・現在国会は新型コロナウイルスの影響により中断しているが、英国政府は、国会における審議が可能となった後速やかに国会に上記の改正案を提出する予定と報じられている。

### 経済支援措置

- ・英国政府は戦後最大となる総額3,500億ポンドの財政援助措置を公表した。
- ・年間4,500万ポンド以下の売上のある企業は、500万ポンドまでの無利子融資を12か月間受けることができ、政府がその80%を保証する。
- ・月2,500ポンドを上限に、従業員の給与の80%を政府が支払う。
- ・付加価値税（VAT）の支払が2020年6月まで停止される。
- ・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

### その他（MAC条項の解釈）

- ・M&A等の取引契約では、取引実行の前提となった事情に関して重大な変更を生じさせる事象が発生した場合に、当事者の契約上の義務を免責することを目的とするmaterial adverse change（MAC）条項が置かれることが少なくない。もっとも、米国等と比べて、イングランド法上は、MAC条項の解釈について争われた事例は極めて少なく、M&A取引の関係でMAC条項のみが争われた事例は見当たらない。

・ MAC 条項に関する直近の裁判例 (*Grupo Hotelero Urvasco SA v Carey Value Added SL* (2013)) は、ファイナンス取引に関するもので、MAC 条項の解釈に関して、以下のような一般的な指針を示している。

- 当事者間の合意内容に効力を与えるというのがイングランド法上の契約解釈の基本原則であるため、契約上の文言に従って解釈するのが原則である。契約文言が不明確な場合には、事業上の慣行も解釈上考慮され得る。
- MAC 条項の適用には、当事者の契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える事情の変更が必要。
- 契約の締結時に、MAC を生じさせる事象を認識していた場合には、MAC 条項の適用を主張できない。
- MAC を構成する事情の変更は、一時的なものであってはならない。

・上記の指針に従うと M&A 取引等において MAC 条項の適用を主張するハードルは高いと考えられるが、最終的にはその契約で MAC 条項がどのようにドラフトされたか（当事者がどのように意図していたか）によって判断されることとなる。

### その他 (force majeure / frustration)

・新型コロナウイルスによる影響を受けて、企業間の契約で定められる force majeure (不可抗力) 条項の解釈が問題となるケースが増えている。force majeure 自体はコモン・ローの概念ではないため、不可抗力条項を契約上定めた場合のみ適用され、その適用の可否・効果は、具体的にその条項がどのようにドラフトされているか次第となる。

・他方で、force majeure に似たコモン・ロー上の概念として、frustration (契約目的の達成不能) がある。frustration は、契約締結時と状況が根本的に異なるものとなったために、いずれの当事者の帰責性にもよらず、契約上の義務が履行不能となった場合に生じるものとされる<sup>14</sup>。frustration は、契約の履行が当初の想定よりも難しくなった又は不可能となった場合でも契約は履行されなければならない、という一般原則の例外として機能する<sup>15</sup>。一般的な force majeure と異なり、frustration が生じた場合には、契約は直ちに終了し、当事者は契約の履行義務を負わないこととなる。frustration の有無の判断にあたっては、①契約締結後に発生した事象であること、②当事者が当該事象を予想していなかったこと、③当該事象につきいずれの当事者にも帰責性がないこと、④当該事象が契約の履行を不可能又は違法とするものであること等、様々要素が総合的に考慮されることとなる。

## シンガポール (坂下大弁護士 : yutaka\_sakashita@noandt.com)

**全体概況** 死亡者：21 人、感染者数 (累計)：24,671 人 (5 月 12 日現在)

シンガポールではこの数週間外国人労働者の宿泊施設において 1 日あたり数百人規模の感染確認が続いているが、これらを除いた市中感染は 1 日あたり 10 人前後の規模まで落ち着いている。現在適用されている circuit breaker と呼ばれる感染拡大防止措置は 6 月 1 日まで継続するが、今後は段階的に種々の制限が緩和されることが発表されている。

### 主な政府発表

- ・保健省 (MOH) による、Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON) と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ (2 月 7 日)
- ・政府タスクフォースによる、国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表 (3 月 24 日)
- ・外出禁止措置 (Stay Home Notice : SHN) 不遵守に対する罰則等を定めた感染症法の下位規則の施行 (3 月 25 日)
- ・circuit breaker 措置の開始 (4 月 7 日)
- ・COVID-19 暫定措置法 (COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020) の成立 (4 月 7 日)
- ・circuit breaker 措置を 6 月 1 日まで延長することを発表 (4 月 21 日)
- ・circuit breaker 措置の段階的緩和を発表 (5 月 2 日)

<sup>14</sup> *Contractors Ltd v Fareham UDC* [1956] AC 696.

<sup>15</sup> *Taylor v Caldwell* (1863) 3 B&S 826.

## 渡航情報

### 1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス（雇用パス等）保有者

- (1) 渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、政府指定の施設での 14 日間の SHN の対象とする。
- (2) 上記に加え、長期滞在パス保有者は、シンガポールへの渡航前に、所轄官庁の事前の許可を得る必要がある。雇用パス保有者及びその家族等の場合、雇用者の責任において、事前に人材省（MOM）の許可を得ることとされている。現在、この MOM の許可が得られるケースは極めて限定的であり、現在シンガポール国外にいる雇用パス保有者の多くは、当面シンガポールに再入国することが見込めない状況にある。
- (3) さらに、入国前に健康状態申告書（health declaration）を提出する必要がある。

### 2. 旅行者、出張者等の短期滞在者

全ての入国及び乗継ぎを禁止。

## circuit breaker と関連法令

- ・ 4 月 7 日から 6 月 1 日までの間実施される circuit breaker 措置の内容は、大要以下のとおりである。
  - (i) 生活必需品の調達、生活必需サービスへの従事、(1 人又は同居者との) 屋外での運動、その他一定の例外を除いて、自宅に滞在すること。
  - (ii) 同居者以外の者との物理的会合は禁止。
  - (iii) 例外的に外出が認められる場合でも、他人と 1 メートル以上の距離を設ける。また、マスクを着用する。
  - (iv) 住居や生活必需サービス拠点を除き、あらゆる施設（商業、娯楽、スポーツ施設等）の閉鎖。
  - (v) 一定の生活必需サービス（政府機関や生活必需品小売店、サービス提供者等）以外の事業は、事業場を全て閉鎖し、自宅でのリモートワークのみ可。（例外的に事業場を開ける必要のある場合には、当局の個別許可が必要。オンラインで申請可能である。）
- ・ 4 月 7 日、COVID-19 暫定措置法が成立した。同法は、一定の契約の不履行に関する一時的な救済措置、各種倒産手続開始要件の一時的緩和、法令上の会議開催や裁判手続における臨時措置、不動産税減免に関する取扱い（減免分を借主に還元）、MOH 大臣の権限で感染拡大防止措置に関する強制力ある規則を制定できる旨等を定める。
- ・ 同日付けで、MOH 大臣により COVID-19 (Temporary Measures) (Control Order) Regulations 2020 が制定され、その後も随時アップデートされている。COVID-19 暫定措置法の下位規則として、上記 circuit breaker 措置の遵守を求めるものである。同規則の違反は罰則の対象となる（法定刑は、1 回目の違反の場合、10,000 シンガポールドル（約 76 万円）以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科。2 回目以降の違反の場合、20,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは 12 か月以下の懲役又はこれらの併科。）。

## その他

- ・ 当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より 1 日数回 SNS を通じ、その日の新規感染者数、感染拡大防止措置の呼びかけ、その他最新情報が配信される。
- ・ Trace Together という接触者管理のためのスマートフォンアプリが政府により開発、公開されている。アプリをダウンロードした端末間の Bluetooth 通信によりアプリ利用者の接触を記録し、アプリ利用者が感染した場合には、政府が当該記録を辿って過去の接触者に所要の連絡をとることが想定されている。
- ・ 3 月 25 日より、感染症法（Infectious Diseases Act）の下位規則である Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 が施行されている。SHN の不遵守に罰則（10,000 シンガポールドル（約 76 万円）以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科）が設けられている。
- ・ 会計企業規制庁（ACRA）より、(i) 4 月 16 日から 7 月 31 日までに年次株主総会を開催すべき会社に 60 日間の期限猶予、(ii) 5 月 1 日から 8 月 31 日までに年次報告書を提出すべき会社に 60 日間の期限猶予がそれぞれ認められている。
- ・ COVID-19 暫定措置法において、2020 年 3 月 24 日以前に締結又は自動更新された (i) 中小企業向けの一定の担保付ローンに係る契約、(ii) 工場、機械設備、商用車に係る割賦販売契約又は条件付売買契約、(iii) イベント契約、(iv) 観光関連契約、(v) 建設契約、建設資材供給契約等、(vi) 非居住用不動産に係るリース契約等の不

履行に一定の救済措置が定められている。2020年2月1日以降に履行期が到来する対象契約上の義務の履行ができず、その不履行が COVID-19 を重要な理由とするものである場合において、不履行当事者が相手方当事者等に所定の通知を行ったときは、相手方当事者は、一定期間、裁判や仲裁による権利行使、担保権の実行、倒産関連手続の申立て、対象契約の目的資産の占有回復等が禁止される。

- ・ Jobs Support Scheme とよばれる施策により、シンガポール国民又は永住者たる一定の労働者等の9か月分の給与（月給4,600シンガポールドルまでの部分。）の25%から75%（割合は産業セクターにより異なる。4月及び5月分は一律75%。）が政府から使用者に助成される。

- ・ 3月12日以降に労働者の給与に影響を及ぼすコスト削減策を講じた一定の使用者は、MOM にその旨を通知する必要がある。

**インドネシア**（福井信雄弁護士：nobuo\_fukui@noandt.com/

中村洸介弁護士：kosuke\_nakamura@noandt.com)

**全体概況** 死亡者：1,007人、感染者数（累計）：14,749人（5月12日現在）

4月2日以降、滞在許可証を保有しない外国人の入国を一律に禁止する措置がとられ、また滞在許可証を有する外国人についての入国の際に健康証明書の提示が求められる等の入国制限が継続している。国内の感染も拡大が続いており、首都ジャカルタでは、4月10日以降「大規模社会制限」が発動され、生活に必須なサービスを除き、全ての職場が閉鎖された。4月13日には、大統領通達によって新型コロナウイルスの感染拡大が国家災害に指定され、以降複数の地域で同様の大規模社会制限が実施されている。現在イスラム教徒は断食に入っており、断食明けの大祭の期間中の国内移動による感染拡大を抑制するため、国内移動を制限する運輸大臣令が施行されている。

### 主な政府発表

- ・ 法務人権大臣令 2020年第3号（2020年2月5日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ ジョコ・ウィドド大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明（3月2日）
- ・ ジョコ・ウィドド大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3月15日）
- ・ ジャカルタ特別州知事による非常事態宣言（3月20日）
- ・ 調整大臣が地域隔離に関する政令の公布を発表（3月27日）
- ・ ジャカルタ特別州知事が中央政府に対してジャカルタ特別州の都市封鎖の実施に関する要請書を提出（3月30日）
- ・ 外務大臣による外国人の入国全面禁止の発表（3月31日）
- ・ COVID-19に関連する大規模社会制限に関する大統領令（3月31日）
- ・ COVID-19に関連する大規模社会制限に関する保健大臣令（4月3日）
- ・ ジャカルタ特別州知事宛の大規模社会制限の発動を承認する保健大臣通達（4月7日）
- ・ COVID-19に関連する大規模社会制限の実施に関するジャカルタ州知事令（4月9日）
- ・ 新型コロナウイルス感染を国家災害に指定することを定めた大統領通達（4月13日）
- ・ 断食明け大祭期間中の移動制限に関する運輸大臣令（4月23日）

### 渡航情報

- ・ 4月2日以降、一時滞在許可証（KITAS）や長期滞在許可証（KITAP）を保有しない外国人に関しては、インドネシアへの入国と乗継ぎが禁止されている。
- ・ 滞在許可証を保有する外国人は引き続き入国は可能であるが、入国前14日間、感染が深刻化している国に滞在していないことと（現状日本は深刻化していない国として扱われている。）健康証明書の提出が求められる。当該健康証明書はインドネシアに到着する7日以内に取得されたもので、呼吸器感染症の症状がないことが記載されている必要がある。
- ・ 5月11日現在、健康証明書にはPCR検査の結果を記載することが求められ、陰性である旨の記載のない者に対

しては、インドネシア到着時に迅速抗体検査を含む追加的健康検査を実施し、新型コロナウイルスに感染していない、又は感染に特有の症状がないと判断された場合に入国が認められる。仮に迅速抗体検査の結果が陽性であった場合、症状があれば新型コロナウイルス指定病院等へ移送、隔離され、また、陽性かつ症状がなければ本国へ送還される。

・インドネシア国外滞在中に滞在許可証の有効期限が切れた場合の救済措置として、有効期限が切れても事前手続きなく再入国が可能となった。この場合の再入国は、ジャカルタのスカルノ・ハッタ国際空港等、政府が指定する国際空港等でのみ可能である。

## その他

・インドネシア金融庁は、3月9日付けで「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が2013年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。

・インドネシア金融庁は、3月18日付けで新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を2か月延長して8月31日までに変更し、また計算書類等の提出期限も2か月延長した。さらに、4月20日付けで新たな規則を制定し、上場会社によるビデオ会議等を利用したオンラインでの株主総会の開催を認め、総会会場に出席しない株主は電子投票等によって議決権を行使することが可能となった。

・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が3月17日より3月末までサービスを一時停止することを発表した。この措置は4月以降も継続している。オンラインでの手続は引き続き可能である。

・インドネシア事業競争監視委員会（KPPU）は、4月6日付けで電子的な案件管理に関するKPPU規則（2020年第1号）を制定し、企業結合届出の受付を含む業務を電子メールやビデオ会議システムを利用して行うことができるようになった。

・ジャカルタ特別州は4月10日より、大規模社会制限と呼ばれる措置が実施されており、一部の必須のサービス（電気、ガス、水道、銀行、薬局、スーパーマーケット、物流、メディア、病院等）を除き、全ての職場及び学校が閉鎖されている。同時にスポーツ、娯楽及び宗教関連の行事も全て禁止されている。現時点では5月22日までこの措置は継続される。

・ジャカルタ特別州に続いて、西ジャワ州のボゴール、ブカシ、デポック及びバンテン州のタンゲラン及び南タンゲランでも大規模社会制限の実施が承認され、西ジャワ州の該当地域では4月15日以降、バンテン州の該当地域では4月18日以降実施されている（その後、5月6日から西ジャワ州全域に拡大。）。また、4月21日付けで東ジャワ州のスラバヤ地域での大規模社会制限の実施が承認された。

・イスラム教のラマダン月（断食月）が今年は4月23日から始まり、例年それに続くレバラン（断食明けの大祭）期間中（5月24日以降）は一斉に故郷に帰省するのがインドネシアの慣例であるところ、4月21日付けでジョコ・ウィド大統領は、今年は故郷への帰省を禁止する方針で違反者には罰則を科す意向であることを表明した。

・上記帰省禁止措置に関連して、インドネシア運輸大臣令が発布され、4月24日から、大規模社会制限の対象地域等から出入域する陸上交通、鉄道交通、海上交通、航空交通の運行及び使用が原則禁止されている。但し、国際定期旅客便は対象外であり、また、帰国を目的とした国際旅客便の搭乗のために外国人がジャカルタ首都圏域外からスカルノ・ハッタ国際空港に移動することも規制対象外となっている。

## ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo\_sawayama@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：0人、感染者数（累計）：288人（5月13日現在）

ベトナム国内での感染者数は抑えられており、日本及びUAEからの帰国者数人を除き、4月16日以降5月13

日までの 27 日間にわたり、市中での新規感染者は出ていない。ベトナム政府は 4 月 1 日から全土での「社会隔離」の実施を指示し、全ての国民に自宅待機を求めていたが、4 月 16 日以降段階的に緩和がされており、既にカラオケとディスコ以外の店舗の営業再開、国内交通機関の制限解除も認められ、ベトナム国内は平穏を取り戻している。外国人の入国については、引き続き原則として認められていない。

### 主な政府発表

・①公共スペース、事務所ビル・学校の周辺、公共交通機関におけるマスクの着用、手指の消毒、個人衛生確保の義務付けの継続、②公共交通機関における便数制限の撤廃、間隔・座席数の制限の解除、③一定の感染防止措置を前提とした(a)商業・サービス施設（ディスコ及びカラオケを除く。）の営業、(b)スポーツ活動、大人数が密集する活動の再開を許容（5月8日付首相府通知 177 号）

・新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた企業に対して、労働組合費や社会保険料の支払期限を延期する公文書が発行されている<sup>16</sup>。また、同様に税金や土地賃借料の支払期限の延期を定める政令第 41/2020/ND-CP 号も公布されている。

### 渡航情報

・2020 年 3 月 22 日以降の全ての外国人の入国の原則停止措置（政府官房通知第 118/TB-VPCP 号）は継続中である。但し、例外的に入国が許可される例もある。また、5 月 8 日付首相府通知 177 号では、投資家、専門家、高技能労働者に該当する外国人の入国については、14 日間の「集中隔離」（病院・ホテル等、国が指定した施設での隔離）ではなく、「適切な隔離措置」は必要なものの「企業の経営者及び当該地方の医療機関がその隔離を監視し、絶対にコミュニティへ感染を拡大させないことに責任を負う」としている。在ベトナム日本大使館が 11 日の時点で関係当局に聴取したところでは、これにかかわらず、当面、投資家、専門家、高技能労働者に対しても、集中隔離を要求するとの回答であったとのことである<sup>17</sup>が、首相府通知 177 号の内容からすれば、投資家、専門家、高技能労働者に該当する外国人については、遠からず、自宅での隔離が認められることになるのではないかと期待される。

・ハノイ市及びホーチミン市では、日本人の労働許可証の新規発行申請は、原則受理を拒否されている。

・4 月 1 日から実施されている、ベトナム着の国際旅客便の原則運行停止は継続中。ベトナム航空は日本路線の全区間を 6 月末まで運休<sup>18</sup>。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便し、5 月末までの期間はベトナムから日本への復路便のみ運行している。

## インド（山本匡弁護士：tadashi\_yamamoto@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：2,415 人、感染者数（累計）：74,281 人（5 月 13 日現在）

インドでは連日多数の感染者の増加が確認されている。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3 月 25 日から開始した 21 日間のインド全土でのロックダウンが 5 月 3 日まで延長され、さらに 5 月 17 日まで再延長されるなど厳格な措置がとられている。ロックダウンは、その後も再設計して継続される予定である。中央政府は州政府に対し、迅速かつ強力な措置をとることを要請している。都市部への出稼ぎ労働者が帰省し始めており、都市部以外での感染拡大も懸念されている。

### 主な政府発表

- ・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表<sup>19</sup>
- ・インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）

<sup>16</sup> 労働組合費につき、ベトナム労働総同盟によるオフィシャルレター第 245/TLD 号、社会保険料につき、ベトナム社会保険庁によるオフィシャルレター第 860/BHXH-BT 号

<sup>17</sup> [https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona0511.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0511.html)

<sup>18</sup> [https://www.vietnamairlines.com/~media/Files/VNANew/VNJP%20files/20200430-JP-NOOP-notice-till-30JUN.pdf](https://www.vietnamairlines.com/~/media/Files/VNANew/VNJP%20files/20200430-JP-NOOP-notice-till-30JUN.pdf)

<sup>19</sup> [https://www.mohfw.gov.in/Poster\\_Corona\\_ad\\_Eng.pdf](https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf)、<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

## が発動

- ・ 出稼ぎ労働者に対し帰省しないよう求め、帰省中の者については待機施設で 14 日間待機すること等を求める。既に帰省した者についても 14 日間の自宅待機等を求める。
- ・ 3 月 25 日に開始した 21 日間のインド全土でのロックダウンを 5 月 3 日まで延長し、さらに 5 月 17 日まで再延長する。その後のロックダウンは、完全に再設計したものと新しいルールを採用する。州からの提案に基づき、5 月 18 日までにその後のロックダウンに関する情報が公表される。
- ・ 20 兆ルピー（約 28 兆 5,000 億円）の経済対策を実施する。

## 渡航情報

- ・ 3 月 22 日から 3 月 29 日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3 月 25 日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止される。
- ・ 全てのビザが 2020 年 4 月 15 日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。
- ・ 日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・ 中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クウェートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低 14 日間隔離される。
- ・ EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
- ・ 中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・ 韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

## その他

- ・ インド災害管理法に基づき、インド全土での 3 月 25 日午前 0 時から 21 日間の完全なロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。このロックダウンは 5 月 3 日まで延長され、さらに 5 月 17 日まで再延長された。再延長後のロックダウンでは、全土の各地区がゾーン（グリーン、レッド及びオレンジ）に分類され、ゾーンにより許可する活動レベルが公表される。ゾーンの分類は毎週公表される。レッドゾーン及びオレンジゾーンの中でも危険エリアは別途、封じ込めゾーン（Containment Zone）として指定され、厳しい制限が課される。
- ・ 雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきであるが、現在、インド全土で完全なロックダウン命令が出されており、一定の生活に不可欠なサービスや生活必需品の生産を除き在宅勤務となる。
- ・ 州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
- ・ インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染症 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・ インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・ 財務大臣兼企業大臣/企業省（Ministry of Corporate Affairs）は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を 6 月 30 日まで免除する。
  - (ii) インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は 120 日以内でなければならないが、9 月 30

日まで、この期間を 60 日間延長する。

- (iii) 2019-20 年度から適用される予定であった監査報告書令 (Companies (Auditor's Report) Order, 2020) を、2020-21 年度から適用する。
  - (iv) インド会社法上、独立取締役は、年 1 回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20 年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
  - (v) インド会社法上、事業年度（基本的に 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）内に 182 日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
  - (vi) インド倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) に基づく倒産処理手続き開始申立てを行うための要件の 1 つである債務不履行額を、10 万ルピーから 1,000 万ルピーとする。4 月 30 日以降も現在の状況が継続するようであれば、6 か月間、倒産処理手続き開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。  
同法上、各種手続を行わなければならない期間が規定されているが、ロックダウンの期間は当該期間に算入しない。
  - (vii) インド会社法上、一定の会社は、同法所定の CSR 活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナウイルスに関する支出は CSR 活動への支出に含まれる。新型コロナウイルスへの対処等を主目的としてインド首相が設立した Prime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund (PM CARES Fund) への寄付も CSR 活動への支出に含まれ、最大限の寄付を要請する (PM CARES Fund への寄付は税務上の控除も認められる。)
  - (viii) インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR (Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19) を提出 (オンライン提出) することを要請する。
  - (ix) 各種直接税・間接税の税務申告や税金の支払について提出期限・納税時期が延期される。
  - (x) インド会社法及びインド有限責任組合法 (Limited Liability Partnership Act, 2008) に基づき、インドの会社及び有限責任組合は、各種届出等を行わなければならないところ、これを懈怠している会社及び有限責任組合が多数存在する。2020 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、届出遅滞による追加手数料や訴追を免除することにより、これらの会社及び有限責任組合に届出等を促すための、会社新スタート・スキーム (Companies Fresh Start Scheme, 2020) 及び有限責任組合セトルメント・スキーム (LLP Settlement Scheme, 2020) を導入する。
  - (xi) インド会社法上、テレビ会議による株主総会の開催は規定されていないが、一定の要件に従い、臨時株主総会をテレビ会議により開催することを認める。また、一定の要件に従い、2020 年 (暦年) 中はテレビ会議により年次株主総会を開催することを認める。
  - (xii) インド会社法上、事業年度末から 6 か月以内に年次株主総会を開催する必要があるが、2019 年 12 月 31 日に事業年度が終了した会社については、9 か月以内 (2020 年 9 月 30 日まで) に年次株主総会を開催することができる。
  - (xiii) 会社設立時等において、事前に商号申請を行って使用する商号を所定の期間確保するが (当該期間内に設立申請等を行う。)、当該期間が 3 月 15 日から 5 月 17 日の間に満了する場合、5 月 17 日から当該所定の期間までの期間、商号が確保される。
- ・インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
- (i) 上場会社の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場会社・書類の種類等により、約 3 週間から 60 日間延期する (例えば、株式上場会社の年次財務諸表の提出期限は 1 か月延期。)
  - (ii) 上場会社の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が 120 日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019 年 12 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しない。
  - (iii) 時価総額上位 100 社の上場会社は、事業年度末から 5 か月以内 (2020 年 3 月 31 日に終了した事業年度については 2020 年 8 月 31 日まで) に年次株主総会を開催しなければならないところ、開催期限を 2020 年 9 月 30 日に延期する。また、時価総額上位 100 社の上場会社で、2019 年 12 月 31 日に事業年度が終了した会社については、9 か月以内 (2020 年 9 月 30 日まで) に年次株主総会を開催することができる。

- (iv) 上場会社は、年 1 回以上、指名・報酬委員会 (nomination and remuneration committee)、利害関係者委員会 (stakeholder relationship committee) 及びリスク・マネジメント委員会 (risk management committee) を開催しなければならないため、2020 年 3 月 31 日までにこれらを開催しなければならないところ、開催期限を 2020 年 6 月 30 日に延期する。
- (v) 上場会社は、決算等の一定の情報を一定期間内に新聞で公告しなければならないところ、2020 年 5 月 15 日まで当該情報の新聞公告を免除する。
- (vi) 上場会社の一定の 25% の株式・議決権を保有する者やプロモーター等は、3 月 31 日現在の株式・議決権保有割合等を事業年度末から 7 営業日以内 (2020 年 4 月 15 日) までに開示する必要があるが、開示期限を 2020 年 6 月 1 日に延期する。
- (vii) 上場会社は、財務諸表を承認する取締役会については開催日の 5 日前、その他の取締役会については開催日の 2 営業日前までに証券取引所に通知する必要があるが、2020 年 7 月 31 日までに開催される取締役会について、これらを 2 日前に短縮する。
- (viii) ファースト・トラック株主割当発行の要件緩和等、資本市場からの資金調達を容易にするための各種規制緩和を行う。
- ・インド競争委員会 (Competition Commission of India) に対する企業結合の届出その他の届出等は、電子メールで提出することができる。また、企業結合の事前相談は、テレビ会議で行うことができる。
- ・インド最高裁判所の命令により、3 月 15 日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
- ・商工省 (Ministry of Commerce & Industry) は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) 実施期間が 2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの外国貿易政策 (Foreign Trade Policy) を、2021 年 3 月 31 日まで延長する。輸出促進スキーム (Export Promotion Schemes) に基づく各種インセンティブも 12 か月間延長する。但し、サービス輸出スキーム (Service Exports from India Scheme) に基づくインセンティブについては別途公表する。
  - (ii) オポチュニスティックな投資を制限するため、インドと国境を接する国の企業がインドに外国直接投資 (FDI) を行う場合、又はインドに対する投資の実質的所有者がインドと国境を接する国に所在し、若しくはその国民である場合、インド政府の事前承認を要する (したがって、中国からインドへの FDI 又は中国に実質的所有者がいる FDI を行うためにはインド政府の事前承認を要することになる。)
- ・インド準備銀行 (Reserve Bank of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までに支払期日が到来するターム・ローン上の元本及び利息等の支払を、銀行が 3 か月間猶予することができる。
  - (ii) インドからの商品・ソフトウェアの輸出対価は、輸出日から 9 か月以内に全額の支払を受ける必要があるが、2020 年 7 月 31 日までに行われた輸出対価の支払受領については、輸出日から 15 か月以内へと延長する。
- ・現地報道によると、財務省 (Ministry of Finance) が、太陽光発電デベロッパーに対し、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができることを公表したとのことである。
- ・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法 (Information Technology Act, 2000) の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

**タイ (佐々木将平弁護士 : shohei\_sasaki@noandt.com)**

**全体概況** 死亡者 56 人、感染者数 (累計) : 3,017 人 (5 月 12 日現在)

3 月中旬から 4 月にかけて急速に感染が広がったが、直近では新規感染者数が 10 人未満の日が続いている。非常事態宣言の適用は 5 月 31 日まで延長されたが、具体的な措置については部分的に緩和が進められており、ショッピングモール外の飲食店、理髪店・美容院、公園、運動場、ゴルフ場等の営業が再開されている。

**主な政府発表**

- ・非常事態宣言の適用期間の 5 月 31 日までの延長（5 月 1 日付け非常事態令第 9 条に基づく決定事項第 5 号）。適用が延長された措置は以下のものを含む。
  - 夜 10 時から早朝 4 時までの夜間外出の禁止
  - 学校及び教育施設の閉鎖
  - 大規模集会の禁止
  - 陸路、海路、空路による出入国管理措置
  - 県をまたぐ必要性のない移動の自粛・延期
- ・非常事態宣言に基づく措置の一部緩和（5 月 1 日付け非常事態令第 9 条に基づく決定事項第 6 号）。具体的には、5 月 3 日以降、以下の施設が再開されている。また、小売店でのアルコール飲料の販売も解禁された。
  - ショッピングモール外の飲食店（アルコールの提供は不可。）
  - 公園・屋外の運動場（テニス等の接触を避けられる種目や個人的な運動に限る。）
  - ゴルフ場（コンペは除く。）
  - 理髪店・美容室
  - ペットサロン等
- ・非常事態宣言に基づく措置の緩和に伴う営業再開に関するガイドライン（タイ政府及びバンコク都等）
- ・新型コロナウイルス感染症対策センター（CCSA）は、今後の緩和策について、危険度・重要度に応じて施設を 4 分類し、段階的に緩和していく方針を示している。
- ・3 月 26 日以降にビザの滞在許可の期限が到来する全ての外国人について、滞在期間が 4 月 30 日まで自動的に延長されていたが、さらに 7 月末までの自動延長が承認された。また、入国管理局への 90 日ごとの居住報告（90 日レポート）の免除も 7 月末まで延長される。
- ・労働者保護法に基づく 5 月 8 日付け労働省布告により、非常事態宣言中のストライキ及びロックアウトが禁じられた（労働者保護法第 25 条及び第 36 条に基づく措置）。同布告施行前に発生したストライキ及びロックアウトは中止し、通常の勤務体制に戻ることが求められている。また、労使間で合意できない労働争議が発生した場合には、労働関係委員会により審理・裁定される。

**渡航情報**

- ・国際旅客便のタイへの飛行を禁じる措置が 5 月 31 日まで延期されており、外国人の入国は原則として認められていない。
- ・労働許可証の保有者がタイに入国する際の必要書類として、健康証明書（Fit-to-Fly、搭乗に適した体調であることの証明書。）及び出発国のタイ大使館又はタイ総領事館が発行したタイへの入国許可証が必要となるとされている。また、タイ入国後は、政府の指定する施設において自己負担で 14 日間の隔離措置を受けることが求められている。

**フィリピン（坂下大弁護士：yutaka\_sakashita@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：751 人、感染者数（累計）：11,350 人（5 月 12 日現在）

フィリピンではこの数週間ほど 1 日あたり 200 人前後の規模での新規感染者の確認が続いている。3 月中旬から開始された外出禁止やオフィス閉鎖を含むコミュニティ隔離措置は、現在は一定の地域を対象に 5 月 31 日までその期間が延長されている。

**主な政府発表**

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3 月 4 日）
- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19 アラートシステムを Code Red sublevel 1（5 段階のうち上から 2 番目）に引き上げ（3 月 7 日）

- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19 アラートシステムを最高レベルの Code Red sublevel 2 に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）
- ・大統領による国内全土の災害事態宣言（3月16日）
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3月18日）
- ・COVID-19 対策法（Bayanihan to Heal As One Act）に大統領が署名（3月24日）。向こう3か月間にわたり、大統領に一定の措置をとる権限が付与されている。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の期間を4月30日まで延長（4月7日）
- ・コミュニティ隔離措置の期間を5月15日まで延長（4月24日）
- ・コミュニティ隔離措置の期間の5月31日までの延長、及び隔離措置の一部緩和を発表（5月12日）

### 渡航情報

・3月22日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また既発行のビザも無効とされている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。これから外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。

### その他

- ・一定の地域に適用されているコミュニティ隔離措置の内容は、地域により「強化されたコミュニティ隔離措置」（enhanced community quarantine: ECQ）と「一般コミュニティ隔離措置」（general community quarantine: GCQ）に分かれており、ECQ の対象地域においては、原則的な外出禁止、生活に必要な事業以外のオフィスの閉鎖等、GCQ の対象地域に比して厳格な措置がとられている。マニラ首都圏及びセブ市は ECQ の対象地域である。なお、5月16日以降、ECQ の対象地域における隔離措置が一部緩和される予定である。
- ・3月12日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。
- ・2019年の年次報告書、計算書類の SEC への提出期限の延長が認められている（3月12日）。また、一定の条件の下で、これらを電子メールで提出することも認められている（3月26日）。
- ・COVID-19 対策法の施行規則により、金融機関その他ローン取引における貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎えるローンの支払について、遅延損害金等（元本について生じる利息を除く。）のペナルティを課することなく、30日間の猶予を認めるべき（隔離措置期間が延長される場合には猶予期間も延長される。）とされている。
- ・貿易産業省の回状（memorandum circular）により、住宅や中小企業に対するオフィス、商業施設の貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎える賃料について、利息その他の負担を課することなく、30日間の支払猶予を認め（複数回期限が到来する場合にはその最後のものから起算）、また隔離措置期間終了後6か月にわたり分割して支払うことを認めるべきとされている。

## マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu\_hasegawa@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：92人、感染者数（累計）：6,726人（5月11日現在）

マレーシアは、ASEAN の中で感染者数が多い国の一つとなっているが、4月後半以降、新規感染者の数はやや下火となりつつある。マレーシアでは、伝染病予防管理法及び下位規則に基づいて感染地域での活動制限措置がとられていたが、感染抑止等の状況も踏まえ、5月4日からは従前の厳格な活動制限規制の内容を一部緩和し、条件付き活動制限という形態で、一部の業種を除き、新型コロナウイルス対策の標準作業手順書を遵守することを条件として経済活動の再開が認められている。

企業によっては、解雇や給与減額等の労務関係、倒産や債権保全関係、売買や賃貸借といった各種契約における

不可抗力条項や後発的履行不能原理（Doctrine of Frustration）に関する検討、また契約解釈を踏まえた契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

### 主な政府発表

- ・ 人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表（2月6日）
- ・ 首相が3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令（フェーズ1）を発表（3月16日）
- ・ 国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表（3月18日）
- ・ 首相が活動制限令の対象期間を4月14日まで延長すること（フェーズ2）を発表（3月25日）
- ・ 首相が活動制限令の対象期間を4月28日まで延長すること（フェーズ3）を発表（4月10日）
- ・ 首相が活動制限令の対象期間を5月12日まで延長すること（フェーズ4）を発表（4月23日）
- ・ 首相が条件付き活動制限令の対象期間を6月9日まで延長することを発表（5月10日）

### 渡航情報

- ・ 活動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止。

### その他

- ・ 活動制限令の期間中は学校も休校となる。

## ミャンマー（長谷川良和弁護士：yoshikazu\_hasegawa@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：6人、感染者数（累計）：180人（5月13日現在）

ミャンマーでは、政府はこれまでも COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内の感染者確認といった状況を踏まえ、3月25日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置をとる旨を発表し、また5月15日まで外国人について、航空機乗務員等を除き、全ての種類の入国ビザの発給を停止して、感染予防策を強化している。

### 主な政府発表

- ・ COVID-19 を法定感染症に指定（2月28日通達）
- ・ ミャンマーへの渡航者の入国制限措置（3月15日政府発表）
- ・ 3月25日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・ 3月25日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後14日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・ 外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止（3月29日政府発表）

### 渡航情報

- ・ 外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo\_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス)に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa\_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo\_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi\_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori\_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo\_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。



**佐々木 将平** (弁護士・パートナー)

shohei\_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業 (LL.M.)。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。



**長谷川 良和** (弁護士・パートナー)

yoshikazu\_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 出向を経て、2013年1月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。



**坂下 大** (弁護士・パートナー)

yutaka\_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスを行っている。



**アクセル・クールマン Axel Kuhlmann** (外国法事務弁護士・外国法パートナー(\*))

axel\_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及びM&A分野を中心に取扱う。ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及びM&A分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(\*) 外国法共同事業を営むものではありません。



**大沼 真** (弁護士)

makoto\_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域におけるM&A取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



**ジョン・レイン John Lane** (外国法事務弁護士)

john\_lane@noandt.com

複雑なクロスボーダー訴訟 (complex cross-border litigation) や、複数の法域にまたがるグローバルな調査と危機管理について豊富な経験を有している。これまで、クライアントの最も重要なガバナンスの問題に関連する依頼を何度も受けており、イギリスの議会委員会 (UK parliamentary committees) への出席のために多数の助言を行ってきた。また、金融サービス、医療、運輸セクターを中心に、様々な業界のクライアントにも助言しており、これまで、複数のアメリカ及びヨーロッパの金融機関に出向している。イングランド銀行においては、総裁 (Governor) に助言する最高顧問 (Chief Legal Adviser) と共に、社内外の様々な法的問題に取り組んだ経験を有している。



**中村 洸介** (弁護士・ジャカルタデスク (Soemadipradja & Taher 内))

kosuke\_nakamura@noandt.com

2012年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、M&A 案件を中心に国内外の企業法務全般に従事。2019年10月からインドネシア(ジャカルタ)を拠点に、日本企業によるインドネシアへの事業進出や資本投資、その他現地での企業活動全般についてアドバイスをを行っている。



**丸田 颯人** (弁護士)

hayato\_maruta@noandt.com

2019年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alertの配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。